

家族支援の機関としての家庭裁判所

— 調停のソーシャルワーク機能をとおして —

菊池 信子

はじめに

福祉を目的とした家族支援の機関については、通常、福祉事務所、児童相談所、保健所、在宅介護支援センター、家庭裁判所、社会福祉協議会等があげられよう。一方、本来社会福祉を目的とするということは、すなわち、そこでは家族支援のソーシャルワークが実践される機関と捉えることができる。とすれば、これらの機関は、利用者とその家族に対して相互に密接な関わりをもちながら、ソーシャルワーク実践を展開して支援を行っているということになる。

このなかで家庭裁判所のソーシャルワーク実践については、少年事件に対する調査官の仕事をとおして論じられることがあるが、これは、廣井(2004)によれば、狭義の司法福祉とされるものである。一方、いわゆる社会福祉機関からは、家庭裁判所は司法サイドの関連資源のような形で登場することがあるという印象があるが、これは同じく廣井によれば広義の司法福祉とされている。¹⁾しかし、少年事件にかかわらず、家庭裁判所では、家事事件を含めて調停前置主義にもとづいて、調停という形態で多くの対人支援活動が実施されている。とすれば、調停活動もまた、ソーシャルワーク実践と捉えることができるのではないだろうか。

そこで、家庭裁判所について、家族支援としてのソーシャルワーク実践という観点から、以下の内容をとおして実状を整理してみたい。とくに申立人等の利用者と最初の関わりとなることが多い調停および調停委員の役割をとおして家族支援の課題を見出してみたい。

家庭裁判所の役割とソーシャルワーク機能

家庭裁判所の調停活動の実状

調停のソーシャルワーク機能

ソーシャルワーク実践としての調停の課題

1 家庭裁判所の役割とソーシャルワーク機能

前述したように調停活動は、ソーシャルワーク実践と捉えることができる、あるいは捉えるべきであるという課題を提起し、それを明確にしていくのが本論の目的である。この目的を考察するために、まず家庭裁判所の役割・機能をみていくことにする。

1) 家庭裁判所の役割・機能

家庭裁判所は、家事審判法で定める審判・調停、少年法で定める保護事件を扱う裁判所である。家庭裁判所の職員としては、他の裁判所と同様に裁判官、書記官、事務官が配置されており、それに加えて、調査官、医師、看護師、調停官(2004年1月から)、民間人の知識や経験を活かすために参与員・調停委員が配置されている。

家庭裁判所が取り扱う事件は、家事事件、人事訴訟事件、少年事件である。これらの事件の内容はつぎ(図1)のように分類できる。

調停については、民事調停と家事調停があり、図1の右側に記載したように、家庭裁判所が扱うのは家事調停である。調停制度は1922年(大正11)に借地借家法調停法が施行されたときに発足し、80年の歴史がある。1948年には家事審判法が施行され、家事調停制度が開始され、翌1949年には家庭裁判所が新設されている。2003年に改正された

図1 家庭裁判所が取り扱う事件

① 家事事件

家事審判事件

甲類事件 { 子の氏の変更の許可、相続放棄、名の変更の許可、
後見開始の審判、養子縁組の許可等

乙類事件 { 親権者の指定・変更、遺産分割、養育費の請求等の
子の監護に関する処分、婚姻費用の分担等
離婚調停

調停前置主義
により家事調
停の対象とな
る事件

② 人事訴訟事件

夫婦の離婚、養親子の離縁、子どもの認知、親子関係
の存否の確認等夫婦、親子関係をめぐる訴訟

③ 少年事件

14歳以上20歳未満の犯罪少年、触法少年、
ぐ犯少年等の事件

民事調停法及び家事調停法では、調停官制度が設置されている。

調停制度の意義について、「調停制度の存在意義は、紛争の全般的解決を当事者が円満裡自発的意思によって終結できることにある。すなわち、紛争を訴訟の対象のように法的権利義務関係の相克に限定せず、生活現象たる紛争全体を対象としてその根本的解決を図ることを目指し、当事者の自発的合意のうちに感情を融和させて終結することができることである。」という記載がある。²⁾

2) 家庭裁判所のソーシャルワーク機能

家庭裁判所におけるソーシャルワーク機能に焦点をあてると、調査官と調停委員の役割がとくに注目される。

ア 家庭裁判所調査官（以下家裁調査官）

家裁調査官は心理学、社会学、教育学等の人間関係諸科学を専門とし、おもな職務として、つぎのような業務を行っている。

- ① 調査 当事者関係者との面接、家庭訪問、学校訪問等の方法により、紛争の原因、経過、当事者の生活歴や性格、未成年者の監

護状況などについて調査を行う。

その際、家裁調査官は、人間関係諸科学に関する知識や技法（専門性）と状況に応じて裁判所外でも調査活動ができるよう特性（機動性）を活用していく。

- ② 調整 当事者の感情や否定的な態度等を理性的な状態で臨めるように支援したり、社会福祉等の関係諸機関との連絡調整を行う。
- ③ 調停期日出席 調停委員とともに調停に立ち合い、調査と手続きの橋渡しをしたり、当事者への助言、様子の観察等を行う。

イ 調停委員

調停委員は、調停委員会の構成員として、家事審判官と家事調停委員で組織されるメンバーである。調停委員の職務として、申立人と相手方という意見の異なる家族の事情を聴取するが、これらの人々に対して中立性を保ち、内容的にも時間的にも平等に接していくことが求められる。もちろん秘密保持は当然の要件である。これらの人々は、意見が対立することが多いため、困惑や攻撃、悲観などさまざまな感情を伴ってその場に臨むことが多い。

家族間の紛争（問題）に対して、法的整理と決着を求めている人々が対象となる。このような、社会の構成システムのなかで家族間の問題を抱えている人々への対応には、司法の場において、ソーシャルワーク機能が果たされる必要があると考えることができるのであろう。ならば、調停におけるソーシャルワーク機能はどのように発揮されているのであろうか。

これには、最近の家庭裁判所が扱う家事事件の内容の傾向が影響してくる。1998年から2002年の5年間の調停新事件の種別割合をみると、夫婦間の事件が48.4%と半数近くを占めている。ついで、子の監護13.2%、親権者指定・変更7.9%、遺産分割7.8%という順になっている。³⁾ 夫婦間の事件は離婚問題が圧倒的に多いが、その原因にドメスティック・バイオレンス等虐待にからむものが含まれている。

このような事件の事情聴取を行う調停委員には、カウンセリングやソーシャルワーク等の対人支援のための面接技術が必要とされよう。それは、第1に、調停委員は、申立人や相手方等の当事者と信頼関係を構築し、次回の期日調停にも来る気持ちにさせていくことが必要とされるからである。第2に、調停委員は、傾聴する姿勢を求められるからである。第3に、紛争の焦点を明確にし、それを当事者らに気づいてもらい、主体的に解決（終結）できるよう側面的に支援する必要があるからである。第4に、公平かつ誠実な態度が求められるからである。⁴⁾ このように、調停委員はとくに、問題の背景を確認し、現実の生活の変化を伴う解決の方向性を見出そうとするための支援を行うという意味において、ソーシャルワークの視点は欠かせないものではないだろうか。

2 家庭裁判所の調停活動の実状

調停委員は民間人から任命される。上述のようなソーシャルワークの専門性を必ずしも予めの要件にはしていない。が、多くの調停委員は対人的活動等の社会的な経験を豊富に有している人が多

い。

調停委員が取り扱う事件は、家事審判法にもとづき、乙類事件と一般事件である。それらは、つぎのような内容からなっている。

乙類事件—子の親権者の変更、婚姻費用の分担、
養育費請求、扶養、遺産分割等
一般事件—夫婦の離婚、円満調整、親族間調整
等

調停は家事審判官と調停委員（男女1名ずつ）による調停委員会によって行われる。調停委員が、主として期日調停に臨み、申立人や相手方の事情を聴取し、審判官と評議して進める。内容によっては、調査官に期日調停への立ち会いやより詳しい調査、カウンセリング的な関わりを依頼することができる。

実際には、調停委員は事前に申し立て内容の記録を読み、必要な知識の整理と方向性をシミュレーションする。期日調停では、時間を厳守し、また申立人や相手方の出席状況などをチェックし、調停への関わり方の姿勢を見極めていく。2回目以降の期日調停においては、事前に記録を確認し、調停の相員と打ち合わせを行っておく。

調停委員は、期日調停の場面では、申立人や相手方が話す内容を傾聴し、また話の内容を裏付ける書類の提出等の課題を次回期日調停までに申立人あるいは相手方に求めることがある。紛争の内容については、状況によっては冷静に話すことができない当事者もいる。この状況を考慮して、調停委員は、気持ちを落ち着かせ、話しやすい雰囲気を作り、話をスムーズに促すよう意図的に図っていく必要がある場合がある。調停委員は、申立人と相手方のどちらに対しても中立の立場を取り、それぞれが話した内容を相互の相手に正しく伝え、紛争解決の方向づけをしていく。

この過程について、岩瀬（2005）は、つぎのように整理し、さらに当事者の人間の精神活動の3側面をそれぞれの段階に引き当てて、つぎのように表現している。⁵⁾

① 実情聴取・主張確認段階 感情優位

- ② 争点整理段階 理性優位
- ③ 合意形成段階 意思優位

上述のような仕事を行うために、調停委員には研修が用意されている。研修は、各家庭裁判所によって内容が異なるようであるが、新人向け、中堅向け、全員を対象としたものなど、さまざまな内容の工夫がされている。また、調停協会が裁判所の協力を得て行う研修会がある。さらに調停委員の間で自主的に行われている研究会活動等がある。これらの研修では、調停に必要な法的理解の深化、申立人や相手方への対応の留意点、事例研究等が行われている。

他には、裁判所、調停協会からの印刷物、会報が定期的に配布され、調停に関する雑誌、書籍の推薦といった情報が得られる。このなかで、2005年中に発行された家庭事件研究会発行の「ケース研究」をみると、調停に関連する最近の状況を知ることができる。たとえば、つぎのような内容が取り上げられている。

- ・家庭裁判所の人事訴訟移管後の夫婦関係調整等事件
- ・家庭裁判所での人事訴訟の運用状況
- 財産分与をめぐる今日的考察

- ・原則検送を考える
 - ・離婚後の親子関係の再生を願って
 - 難しい当事者への対応
 - 「チームワークとしての調停」試論
 - ・家庭裁判所調査官によるカウンセリングを活用した夫婦関係調整の一事例
 - ・子ども・家庭と住環境
 - ・福岡家裁における親子合宿について
- 「ケース研究」283号、284号、285号より
(いずれも2005年発行)

○をつけたものは直接調停に関わる内容のものであり、それ以外は、家庭裁判所の機能として理解すべきことと分類して捉えることができよう。

調停委員は、これらの他に同期会、地域会をもち、情報交換を行い、よりよき調停活動に反映させる努力をしている。

3 調停のソーシャルワーク的機能

① ソーシャルワークとしての調停

調停活動について概観してきたが、ここでは調停を、ソーシャルワーク実践として捉えた場合の機能面での整理をしてみたい。

調停はソーシャルワークなのかという問いかけ

表1 对人的関わりに焦点化したプロセスと機能からみた調停活動

ソーシャルワークのプロセス	調停のプロセス	調停の役割	特徴
エンゲージメント	担当の決定	担当の連絡を受ける	申立人、調停委員を互いに選ぶということはない
アセスメント	記録読み	事前の情報を把握する	事前の情報収集として、申し立て書類等を読む
プランニング	打ち合わせ	相員との方向性の検討を行う	相員と時間配分、担当の分担、内容の方向性について打ち合わせを行う
インターベンション	期日調停	面接により両者の状況を把握する	一定時間内に申立人・相手方との面接により、事情聴取を行う
	評議	審判官とともに面接から明らかにされた状況について今後の方向付けを検討する 記録をつける	調停としては、インターベンションといえるが、对人的な関わり場面から見ると事前・最中・事後のカンファレンスといえる
エバリュエーションとターミネーション	成立・不成立	結果に必要な記録・手続きを行う	終結後のフォローアップについて、担当調停委員がすることはない

を聞くことがあるが、対人支援を面接形式で行う仕事で、かつ社会的要請にもとづくものであり、当事者の生活の改善を目的とするもの、すなわち生活問題をとりあげるといふ特徴があるものである。その結果、調停はソーシャルワークと捉えることができ、このような視点からソーシャルワーク実践としてのアプローチ以外の方法はないということもできよう。また家事事件は家族間の紛争を扱うことから、家族支援に焦点化したソーシャルワークと捉えることができよう。

そこで、ソーシャルワーク実践として調停活動を捉えるにあたり、対人的関わりに焦点化したプロセスと機能からの整理を試みたい。

表1のようなソーシャルワーク実践におけるプロセスに対比した調停のプロセスを整理すると、支援を要する人との対人的関わり場面は、通常介入時の面接場面（期日調停）のみである。調停における面接とは、本来、当事者同士で話し合うべきことを間接的に、調停委員という第三者をとおして進めていくという場面である。当事者同士で進めにくい理由は、紛争の状態にあって相互に感情的になりやすく、現実的に解決する事柄を整理しにくいこと、進めにくいことが考えられる。

したがって、調停委員の役割・機能としては、間に入ることで冷静になってもらうこと、解決すべき課題をそれぞれに認識してもらうこと、具体的に解決内容を決めていくこと、が主なものになるであろう。

これらのことを実践していくためには、社会常識を有している人、ボランティアな動機と意識を有している人というだけでは困難であろう。家事審判法にもとづく最高裁判所制定の「民事調停委員及び家事調停委員規則」（1974）によれば、「家事調停委員は、弁護士となる資格のある人、家事の紛争解決のため有用な専門的知識経験を備えた人または社会生活の上で豊富な知識経験を有する人で、人格識見の高い人の中から最高裁判所が任命する。」と、その1条に記載されている。ここには、弁護士以外の具体的な専門の詳細は明記されていない。表1および前述してきたことを踏まえ、

このような役割・機能をもつ調停委員には、ソーシャルワークという科学的な視点とそれにもとづく方法の修得が必要であることが。改めて明らかにされたといえるのではないだろうか。

② ソーシャルワークにおける調停の独自性、位置

調停に関して、いわゆる社会福祉機関や社会福祉施設で実践されるソーシャルワークとの大きな違いは、司法的解決を目的としているところにある。そして、調停で達した合意は、審判と同様の法的効力をもつのである。そこで、調停にみるソーシャルワーク機能の特殊性について整理しておきたい。

それは、調停委員による申立人と相手方への平等な対応の姿勢という司法機関がもつ特質であり、ソーシャルワーク実践としては、それによってつぎのような問題を抱えることになりがちである。すなわち、

- 1 1方の当事者にアドボケートしにくいこと
- 2 1に関連して、1方の当事者に情報提供や資源調整をしにくいこと

があげられよう。

ソーシャルワーカーは利用者の側に立って、その人が置かれた不利益の回復に着目する。しかし、調停委員は、申立人と相手方の間に起きている関係性の不均衡に着目はしていくが、申立人と相手方の両者に対して平等に対応する姿勢が求められる。不利益を被っている側に立ってのアドボケートをすることはできない。これは、むしろ、調停の場では、申立人や相手方の代理人（弁護士）の役割になっている。人間に対する本質的な平等という価値観に立って、関わる人々が共通に了解していなければ、この機能は容易に表現し得ず、現実的には困難な機能・行為とみるべきであろう。

調停における、この意味での平等ということの問題は、ソーシャルワーク実践における環境調整という機能と対比してみたときにも問われると考えられる。申立人・相手方のどちらかに、明らかに生活を改善する可能性があるとして、社会資源

を紹介したりはしにくいところがある。利害が相対する2者に対して、それぞれの生活改善と考へて、それぞれに異なる資源の情報を提供することは、同様にこの問題に抵触する可能性があるからである。

別の見地からいえば、申立人・相手方の双方とも、1社会人として独立した人格をもち、社会的な存在としての生活をし、社会に対しても自己に対しても責任をもっているのであるから、紛争状態にあつては、紛争を処理し自己の生活を改善するためには、自己努力によつて、そのような情報を入手すべきであるという考へ方がなされている面があることは否めない。調停委員としては、当事者が情報の非対称性という状況にあることを、側面的には伝え、情報の入手を促すところに留まるという傾向が現実にはある。

ソーシャルワークの視点から、このスタンスで申立人・相手方という当事者サイドに関わるためには、期日調停の最初に両者に対して、調停機能の理解、社会的に独立した人格として承認されているという人権の視点からの権利性と、それに伴う責任とその具体的行動の必要という社会人としての義務について、確認をしておく必要があるのではないかと考へる。

このような当事者間の状況理解の共有化、共通認識の促進こそ、ソーシャルワーク実践として人権尊重を具体化する行為のひとつといえるのではないだろうか。この段階が明白でなければ、当事者サイドでは申立人・相手方の両者とも、司法の場である裁判所、公的機関の機能を正確に理解することができず、結果として紛争解決への期待に対する落胆感をもつことになる恐れがあるからである。

4 ソーシャルワーク実践としての調停の課題

調停委員が、申立人・相手方という当事者との関わりをもつ場面は限られている。そのなかで、ソーシャルワーク実践として、上述の役割・機能

を果たそうとするなら、つぎの課題を克服する必要があるという考へを導き出すことができよう。

- ① ソーシャルワーク実践の視点に立つこと
価値観の理解
 - ・人権
 - ・ジェンダーフリーの発想
- ② 情緒的に不安定な人への面接技術の修得
ソーシャルワークの対人面接技術
 - ・カウンセリングの技法
- ③ 生活改善に有効な社会資源の熟知
法制度、サービス
 - ・社会資源の利用方法（申請・手続き）
- ④ 支援の視点の明確化
家族支援の知識・方法の修得
 - ・エコシステム論的な家族状況の把握
 - ・家族療法の修得

まず、①のソーシャルワーク実践の視点に立つこととは、調停委員がソーシャルワークを理解する必要があることを意味している。調停委員は、人権の視点に立ち、個人を尊重するという価値観にもとづくことが必要とされる。とくに、調停では、離婚やDV等男女間の紛争が多いことから、ジェンダーの問題の理解が重要であり、前提として調停委員同士が男女の性役割分担に陥らないことが大切である。

②の情緒的に不安定な人への面接技術の修得は、ソーシャルワークの支援技術の修得によつて得られるが、心理学的カウンセリングの知識や技術は、これに役立つものであるといえよう。

③の生活改善に有効な社会資源の熟知とは、調停委員は、紛争に関わる法制度の理解は勿論のこと、調停の結果、その後に始まる新たな形態の生活に役立つ法制度の知識とその利用方法、申請のしかた等を理解しておく必要があるというものである。⁶⁾そして、申立人・相手方両者に対して、それらの情報の入手のしかたを伝え、当事者サイドで主体的に利用できるよう促しエンパワメントしていくというものである。

④の支援の視点の明確化とは、①から③の内容をとおして、調停委員が家族支援を目的としたソーシャルワーク実践者として専門的に関わっていくという視点を常に明確にしておく必要を意味している。そのために、家族支援のための知識、家族状況の把握のしかた、家族療法の知識、その人のトータルな生活世界を把握する手法等の修得が必要になるものと考えられる。

ここでいう生活世界とはエコシステム構想にもとづく生活コスモスを意味している。^{7,8)}すなわち、生活コスモスとは、人と環境の相互作用によるシステム論的思考にもとづく生活状況の広がりへの把握と、その人の人生という時間的な側面から捉えようとするエコロジカルな思考にもとづく過程の理解と、そのなかでその人が自らの価値観にもとづいて取捨選択しながら得てきた知識とそれにもとづく行動によって作り出されるその人固有の生活状況を示すものである。

ソーシャルワーク実践として調停を捉え、その役割・機能を果たそうとするならば、こういった内容の修得が必要とされるのではないだろうか。調停委員にとって、このような内容の修得は、研修の機会をとおして共通理解ができるようにしていくことが肝要であると考えられる。

- 1) 廣井亮一『司法福祉の特質』、村尾泰弘・廣井亮一編「よくわかる司法福祉」、ミネルヴァ書房、2004. p2.
- 2) 日本調停協会連合会編「四訂 調停委員必携（家事）」、(財)日本調停協会連合会、2000.12. 四訂版発行、p35.
- 3) 最高裁判所事務総局「家事調停の手引」改訂版、2004. 3. p4. を参考に項目化した。
- 4) 日本調停協会連合会編「四訂 調停委員必携（家事）」、(財)日本調停協会連合会、2000.12. 四訂版発行、p45.
- 5) 岩瀬純一『「チームワークとしての調停」試論』、奥平哲彦編「ケース研究」283号、家庭事件研究会、2005. 5. p144.
- 6) 平田厚「家族と扶養 —社会福祉は家族をどうとらえるのか」、筒井書房、2005. 7. このなかで、社会福祉の法律が世帯や扶養義務者についてどう捉えているのか、判例をとおして婚費や離婚の金銭的問題について具体的に触れており、参考になる。
- 7) 太田義弘「ソーシャル・ワーク実践とエコシステム」誠信書房、1992. pp103-106.
- 8) 太田義弘・中村佐織・石倉宏和編「ソーシャルワークと生活支援方法のトレーニング」中央法規、2005. p16. 21.

参考文献

- 1) 市村彰英『家事事件の処理プロセス』、村尾泰弘・廣井亮一編「よくわかる司法福祉」、ミネルヴァ書房、2004. pp122-123.